

臺灣新竹地方法院民事裁定

114年度補字第1324號

原告 國泰世華商業銀行股份有限公司

法定代理人 郭明鑑

被告 張雁筑

一、原告因請求返還消費借貸款，曾聲請對被告發支付命令，惟被告已於法定期間內對支付命令提出異議，應以支付命令之聲請視為起訴，茲限原告於收受本裁定後5日內補正下列事項，如逾期未補正，即駁回原告之訴。

(一)本件訴訟標的金額核定如附表所示為新台幣(下同)95萬6,530元，應繳裁判費1萬2,680元，扣除前繳支付命令裁判費500元外，尚應補繳1萬2,180元。

(二)提出準備書狀一件，繕本逕送他造。

二、特此裁定。

中華民國 114 年 10 月 21 日

民事第一庭法官 王佳惠

以上正本證明與原本無異。

如不服本裁定應於送達後10日內向本院提出抗告狀，並繳納抗告費新臺幣1,500元。

中華民國 114 年 10 月 21 日

書記官 黃伊婕

請求項目	編號	類別	計算 本金	起算 日	終止 日	計算 基數	年息	給付 總額

項目1 (請求 金額2 6萬5, 497 元)	1	利息	26 萬 5,497 元	114 年 6 月 23 日	114 年 8 月 13 日	(52/3 65)	16%	6,05 1.88 元
	2	違 約 金	26 萬 5,497 元	114 年 7 月 13 日	114 年 8 月 13 日	(32/3 65)	1.6%	372.4 2元
	小計							
項目2 (請求 金額2 3萬5, 686 元)	1	利息	23 萬 5,686 元	114 年 6 月 27 日	114 年 8 月 13 日	(48/3 65)	13.8 3%	4,28 6.51 元
	2	違 約 金	23 萬 5,686 元	114 年 7 月 14 日	114 年 8 月 13 日	(31/3 65)	1.38 3%	276.8 4元
	小計							
項目3 (請求 金額4 2萬5, 663 元)	1	利息	42 萬 5,663 元	114 年 5 月 12 日	114 年 8 月 13 日	(94/3 65)	16%	1 萬 7, 539.6 5元
	2	違 約 金	42 萬 5,663 元	114 年 6 月 13 日	114 年 8 月 13 日	(62/3 65)	1.6%	1,15 6.87 元
	小計							
合計								95 萬 6,530 元

